

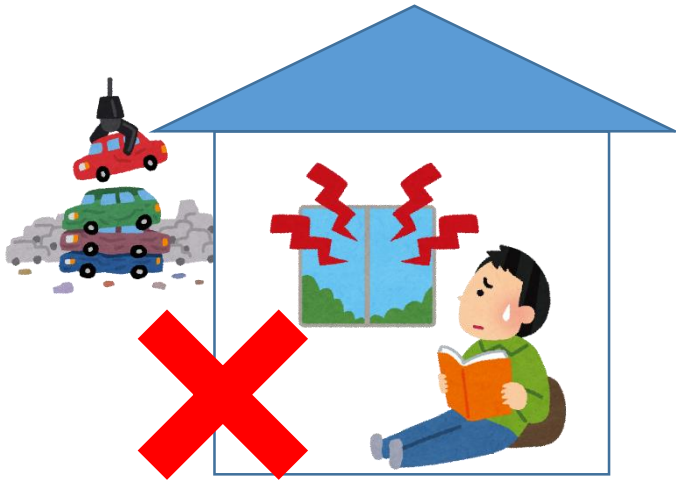
特定自動車解体業・中古自動車輸出業を営むみなさんへ

ちいき りょうこう せいかつかんきょう かくほ

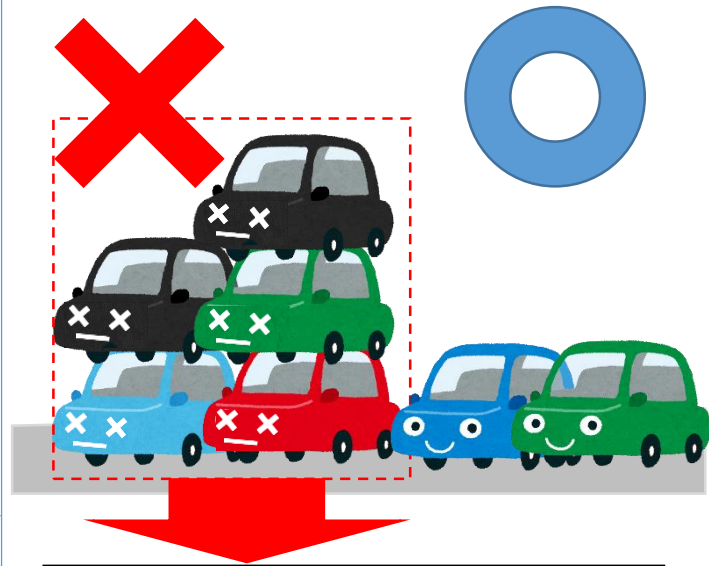
地域の良好な生活環境を確保しましょう

(盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例)

おお おと
①大きな音をたてない



ちゅうこじどうしゃ つ あ
②中古自動車を積み上げない



あぶら すいろ なが
③油を水路へ流さない



つ あ じどうしゃ はいきぶつ
積み上げた自動車は廃棄物とみなされ、

はいきぶつしよりほう じどうしゃ ほう
廃棄物処理法や自動車リサイクル法を

まも ひつよう
守る必要があります。

【関係法令の許可】

のうち じぎょう おこな

④農地で事業を行うには、
のうちほう もと きょか ひつよう
農地法に基づく許可が必要です。



じどうしゃ かいたい おこな

⑤自動車の解体を行うには、
とどけで
特定自動車解体業の届出のほか、
じどうしゃ ほう もと かいたいぎょう
自動車リサイクル法に基づく解体業
きょか ひつよう
の許可が必要です。

